

# 大阪府における障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例について

## はじめに

- 第4次大阪府障がい者計画(H24.3策定)の基本理念:『人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり』
- 共生社会の実現に向けて、私たち自身が、それぞれの立場で出来ることを工夫・配慮することにより、改正障害者基本法に明記された障がい者の自立や社会参加を妨げている「社会的障壁」を除去するための「合理的配慮」に取り組んでいくことが求められる。

## 募集の概要

### (1) 募集の目的

- 様々な場面で実践されている障がい者への配慮や工夫の具体的な事例等を集約し、これを周知することにより、府民の合理的配慮の実践の促進を図る。

### (2) 募集の方法

- 企業や事業所等における障がい者に対して現に行われている配慮や工夫の事例を、ホームページ等を通じて企業等から募集。
- 障がい者が受けている、または「あったらいいな」と思う配慮や工夫の事例を、障がい者及び障がい者団体から募集。

### (3) 募集時期

平成24年11月30日～  
平成25年1月28日

### (4) 応募数

- ① 企業や事業所等 162通
- ② 障がい当事者 302通

## 募集結果・分析等

### 公共交通機関・公共施設

【バリアフリー】段差の解消、点字ブロック、多目的トイレ、車いす使用者用駐車区画の整備などの進展。⇒福祉のまちづくりに一定の成果。一方、歩道の拡大など一層のバリアフリーを求める声も多数。  
【コミュニケーション・案内等】建物の入口等の音声案内、電光表示板による事故情報等の発信などハード的な整備を求める意見の一方、車内放送をはっきりして欲しいといった意見も。⇒可能なところから配慮や工夫の事例の積み上げが望まれる。

### 買い物・サービス

【コミュニケーション・接遇等】金融機関での代筆や、店員等の適切なガイドによるコミュニケーションのほか、店員を「サービス介助士」の資格者とする等の接遇面の改善を図る取組も。⇒今後一層の取組が望まれる。  
【ICTの発展・普及】利便性が高まったとの意見の一方、ATMがパネル式になって分かりにくくなったといった意見。⇒今後障がい者の立場にたったICT機器の開発やその活用が求められる。  
【障がい者にやさしい製品やサービスの開発等】ユニバーサルデザインの考えをベースとしたさらなる取組が望まれる。

### 医療

【バリアフリー】カウンターが高くて手続きの際に困る、病院の入口が狭くて入れないといった声。  
【コミュニケーション】障がいのある患者の特性に配慮した分かりやすい説明を求める意見が多数。  
⇒コミュニケーション手段について配慮しつつ、丁寧な説明が求められる。  
【移動の支援】病院内の移動が大変であるといった声が多数。

### 教育

公立学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進の観点からの取組みなど、障がい特性に応じた幅広い配慮や工夫の取組み  
・授業の進め方の工夫をはじめ、教材の拡大版や授業で使用するビデオの文字起こし、ボランティアを活用したノートテーク等による支援、遠隔講義システムの活用等の事例。  
・障がい者からは、座席や出席に関する配慮等を評価する意見。

### 雇用

【バリアフリー】段差の解消、点字ブロック、多機能トイレといった施設整備やパソコンマウスの代わりにフットペダルを活用するなどの事例。  
【勤務時間等】スーパーフレックス勤務の導入、車通勤の許可、時間差出勤、通院が必要な職員に対する配慮などの事例。  
【配属・業務分担等】個人の得手不得手を考慮し、適正にあった仕事を見つけ出す取組や業務の細分化・集約等による業務創出の事例。  
【障がい理解】職場の人たちに対する教育を求める声や理解者がつくれず孤立してしまったなどの声。  
⇒障がいのある従業員とのコミュニケーションを緊密に行う必要。

### 情報・コミュニケーション

【ICTの活用】今後ICTを活用した障がい者の情報・コミュニケーション支援の充実が望まれる。  
【緊急時に関する情報提供】災害など緊急時に関する情報を的確に提供されることを求める意見。⇒配慮や工夫の取組をさらに進める必要。

## おわりに

- 障がい者の生活場面ごとに、様々な配慮や工夫が、それぞれの人的・物的資源の状況に応じて、多様な形で行われている。
- 配慮や工夫に決まったやり方はなく、障がい者の視点を取り入れつつ、それぞれの実情に応じた創意工夫、柔軟な対応を講じていくことが不可欠。
- 「合理的配慮」の実践につなげるためには、配慮や工夫として求められる内容を分かりやすい形で示していくことが重要。  
⇒今後、障がい理解の促進のためのイベントや啓発事業をはじめ、様々な機会を活用し、今回の募集により蓄積された事例について、幅広く府民に周知を図る。  
⇒今回収集した事例について、国における今後のガイドラインづくりに活用いただくよう提案を行っていく。
- 国において障がい者差別禁止法が検討されている今、改めて障がい者に対する合理的配慮について、社会が真剣に向き合い、考えていく必要がある。一人ひとりが身近な配慮や工夫に取り組むことで、合理的配慮の実践が広まり、共生社会の実現に向けて着実に歩みを進めていけるよう、府民の理解、協力が重要。